

【解説資料】 原発事故被害者の救済を求める全国運動 第四期請願署名

原発事故被害者に安心して健康に生きる権利と
知る権利の保障を

署名用紙は裏面です

請願項目1. 原発事故避難者の実態把握に基づく支援の実施を求めます。

福島第一原発事故は、あと2カ月余で9年目を迎えるよう
としています。事故は未だ収束には程遠く、現在でも、
7万を超える人々がふるさとを追われて全国各地で避難
生活を余儀なくされています。

このような状況の下で、住宅無償提供が打ち切れ、
避難者が経済的、精神的に追い詰められ、路頭に迷い、
自ら命を絶つという悲劇さえ起きていることが報告されて
います。政府は、これらの実態を把握することもなく、避難
者の声を聴くこともなく、議会の論議も経ていません。

⇒避難・居住・帰還のいずれを選択した場合にも国が
住宅等を保障する責務を負うと明記した「子ども・被
災者支援法」の規定を実施することが必要です。

2017年3月
避難指示区域外(いわゆる自主的避
難者)からの避難者1万2539世帯に
対する住宅無償提供を打ち切り。

2019年3月
南相馬市など5市町村の避難指示
解除区域の2389世帯、さらに2020
年3月には浪江町、富岡町、飯館
村、葛尾村の帰還困難区域の3298
世帯に対する住宅提供をも打ち切り
を発表。

⇒合わせて1万8226世帯、約4万
6000人

請願項目2. 健診の福島県外への拡大、内容の充実、医療費の減免、
子どもたちの保養のための措置を求めます

2018年6月18日までに福島県県民健康調査
委員会で公表された資料によれば、福島県で
事故当時18歳以下の子どもたちで甲状腺がん
悪性または疑いと診断された子どもたちの数は
198人、うち、手術しがんを確定した子どもたち
は162人になります。このほかに、すくなくとも
福島県立医科大学で少なくとも11人の甲状腺
がんの子どもたちが手術・治療を受けていま
す。

福島県外でも甲状腺がんが重症化している
子どもたちがいることもわかってきています。
しかし、体系だった検診は福島県内でしか行な

われておらず、県外では寄付金などをもとに
市民団体や生協などが甲状腺検診に取り組ん
だり、一部の自治体が補助を出したりといった状
況です。

また、福島第一原発事故以後、子どもたちを
一時的に放射能汚染が少ない地域に受け入れ
る「保養」が、さまざまな団体で取り組まれていま
す。「保養」は、放射能汚染に不安を抱えている
人たちの選択肢として、いまもニーズが高いの
ですが、保養に取り組む団体のほとんどが寄付
金頼みであり、苦しい運営を強いられています。
国として保養に取り組む必要があります。

⇒2012年に成立した「子ども被災者支援法」にある健診の保障や医療費の減免等の実現と、
子どもたちの保養のための措置が必要で

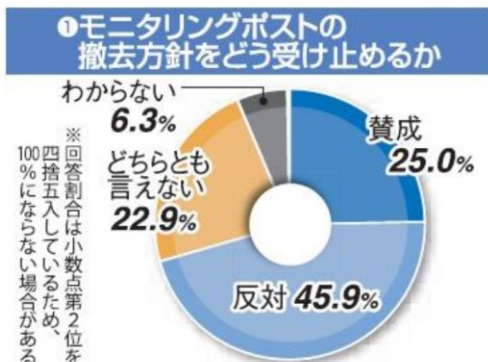
請願項目3. モニタリング・ポストの継続設置を求めます。

原子力規制委員会は、2018年3月20日、
福島第一原発事故後7年が経過したことから、
福島県内のモニタリング結果を整理、福島県及
び県内市町村への意見照会を経て、避難指示
が出た12市町村以外にある約2,400台の学校
や保育園、公園など子ども達の生活空間に
あるモニタリング・ポスト(リアルタイム線量測定

システム)を2021年3月末までに撤去含めた配
置の見直しを行なう方針を決定しました。撤去
の基準は国の除染基準である毎時0.23マイク
ロシーベルトを下回る地点、撤去の理由として
は「線量に大きな変動がなく安定しているため、
継続的な測定の必要性は低いと判断した」と
されています。

福島県民の世論調査では、45.9%が撤去に反対しています(福島民報 2018年7月2日付)。また、福島県内 25 市町村が撤去に反対しています(福島民報 2018年7月14日付)。原子力規制委員会が福島県各地で実施している説明会

では、発言者全員が反対の意見表明を行なっています。福島原発事故による不安の要因は、空間線量の高低だけにとどまるものではありません。モニタリング・ポストの設置が不要かどうか判断する「決定の権利」は住民が持つべきです。



出典:『福島民報』(2018年7月2日付)

福島原発事故の「廃炉」は今後数十年かかる見込みであり、その間の事故や天災などにより再び放射性物質が周辺に拡散する可能性があります。福島原発事故から7年半後の今でも、広い範囲で除染土や除染ごみが仮置きされ、自然災害や火災などで周辺に再拡散する可能性があります。福島原発事故はまだまだ継続中であり、空間線量を可視化して安全を確認できるモニタリング・ポストは、住民の最低限の「知る権利」を保障するものです。

⇒こうした状況でモニタリング・ポストの撤去を行なうことは容認できません。

請願項目4. ALPS 汚染水の放出・汚染土の再利用による放射性物質の拡散をしないでください

<ALPS 汚染水>

福島第一原発では、冷却水と原子炉建屋およびタービン建屋内に流入した地下水が混ざり合い、大量に発生した汚染水を多核種除去装置(以下、ALPS)で処理した上でタンクに貯蔵しています。タンクはすでに 880 基で、貯蔵されている処理水は 105 万 m³、トリチウムの量は 1,000 兆ベクレルにのぼります。

経済産業省は、ALPS にかけることにより、トリチウム以外の放射性物質はほとんど除去されていること、トリチウムは弱い放射線しか出さず、自然界にも存在し、生体濃縮はせず、世界中の原発から排出されていることから、コストや処理期間などの試算結果を発表し、海へ流すことが最も短期間で低コスト処分できるとの試算結果を明らかにしています。

しかし、最近、ALPS 処理後の水の中に基準を超えるヨウ素 129、ストロンチウム 90、ルテニウム 106 が残存していたこと明らかになりました。さらに9月28日に、東電は一部のタンク水から 60 万ベクレル/L のストロンチウム 90(放出基準値の最大約 2 万倍)などが検出されていたことを明らかにしました。今回分析したタンク水、約 89 万トンのうち 8 割超にあたる約 75 万トンが

基準を上回っていました。

公聴会は福島県富岡町(8月30日)、郡山市(31日)、東京都(31日)の3箇所で行なわれましたが、いずれの会場も反対が相次ぎ、44人の意見陳述者のうち、42人が海洋放出に反対もしくは慎重意見を述べました。「漁業に壊滅的な打撃を与え、これまでの努力が水の泡になる」、「トリチウムの危険性を過小評価している」、「他の放射性物質も排出基準を上回るレベルで残っている」など異論が相次いでいます。

<除染土>

福島第一原発事故が起き、放射能で大地は広範に汚染されました。膨大に発生した汚染土は、本来1か所に集めて厳重管理することが欠かせません。しかし環境省は、「最終処分量の低減を図る」という名目で、8000 ベクレル/キログラム以下の除染した土壌を、飛散防止・覆土などをした上で、道路や公園、公共事業や農地などの造成で再利用を行なう方針を策定し、実証事業を行なっています。また、環境省はこの結果を踏まえて、「放射能汚染対処特別措置法」の施行規則・ガイドラインを策定しようとしています。

⇒放射性物質の環境中への拡散を容認できません。